

令和五年六月二十七日受領  
答弁第一一五号

内閣衆質二一一第一一五号

令和五年六月二十七日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員青山大人君提出介護福祉士国家試験を受験する外国人に向けた多言語対応の配慮に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員青山大人君提出介護福祉士国家試験を受験する外国人に向けた多言語対応の配慮に関する  
質問に対する答弁書

お尋ねの「多言語対応」の意味するところが必ずしも明らかではないが、介護の現場においては、医師、看護師、介護職員等が、相互に連携して業務を行うとともに、利用者又はその家族等と密接に意思疎通を図る必要があることから、介護福祉士については、そのための日本語能力は不可欠であり、介護福祉士試験について、筆記試験を日本語以外の言語で実施することは適当ではないと考えているところであるが、問題文における疾病の名称等についての英語の併記や、外国人の受験者に対する試験時間の延長等の配慮を行っているほか、介護福祉士試験に向けた学習を支援するため、十一の言語に翻訳した学習教材を作成し、厚生労働省のホームページ等を通じ提供を行っているところである。引き続き、外国人の受験者に対して、介護福祉士試験に向けた学習の支援を更に推進するとともに、筆記試験について適切な配慮を実施してまいりたい。